「内属者」の個体性について

藤 澤 郁 夫* (昭和63年10月25日受理)

要 旨

アリストテレスが『範疇論』で提示した存在するものの四分類は、一方に述定を分類枠に、もう一方に内属性を分類枠とするところの極めて独創に富む試みであったと言えよう。しかしながら、これら二つの分類枠の正確な内容理解にとって、解決を求められている問題点も少なくない。特に、内属性に対して与えられた二つの規定、すなわち(a)なにかあるもののうちに、それの部分としてではなく、あり、(b)それがそれのうちにあるところの当のものから離れてあること不可能という両規定に関して、解釈が分かれている現状がある。従って、上の四分類から析出された「内属者」、なかでも個体内属者の性格を廻って、新旧の解釈が様々の読み解きを試みている。小論は、その基調において伝統的解釈に加担する方向で論述が進められたが、『範疇論』内部のアリストテレスの言明を手懸かりに、従来の論争点に対して、いくつかの調停の可能性を探ると同時に、『トピカ』のいくつかの論点を『範疇論』に位置づけようとする試みでもある。

KEY WORDS

kath' hypokeimenou legesthai 先言措定について語られる en hypokeimenōi einai 先言措定のうちにある

1

『範疇論』第二章は、周知のようにアリストテレスが存在するもの(ta onta)の四分類を行っていることで知られる。その場合彼が使用する分類枠は、「先言措定について語られる」と「先言措定のうちにある」であった。これら二つの分類枠の直積から、(1)或る先言措定について語られるが、いかなる先言措定のうちにもないもの、(2)或る先言措定のうちにはあるが、いかなる先言措定についても語られないもの、(3)先言措定について語られるとともに、先言措定のうちにあるもの、(4)先言措定のうちにもなければ、先言措定についても語られないもの、という都合四種類の存在するものが提示された(1)。

ところで、「先言措定のうちにある」という一方の分類枠の正確な定義が、なんとしても不可欠である。この場合の「うち」(en)という前置詞の意味は、アリストテレスによれば次のよう

^{*} 社会系教育講座

である。すなわち、「先言措定のうちに」という表現で言われているのは、(a)なにかあるもののうちに、それの部分としてではなく、あり、(b)それがそれのうちにあるところの当のものから離れてあること不可能なもののことである、と(a)と(b)の二つの条件は、「うちにある」という表現の表示内容に対して連言として作用している、とわれわれは理解する。このように理解する理由は、後で詳述されるけれども、端的に言えば、行文中、en tiniのtini と、en hōi の hōi とは、同一の限量子に支配されていると読むのが自然であるから、ということになろう。先ずここですでに、これら両者を支配する限量子、つまりは先言措定を同一のものと取らないオーエンと、われわれは袂を分かつことになる(a)。

さて、「うちにある」ものは、なにかあるもののうちに、それの部分としてではなくあり、それがそれのうちにあるところの当のものから離れてあること不可能なものであるとして、一体ここにいう「部分」、「離存不可能性」がいかなる内実を正確にはもつものであるかの探求は後の課題として、いずれにせよ上の二つの条件を同時に満足するものを、われわれは「内属者」と呼んでおく。こうして先の四分類から知られるように、或る内属者は、先言措定について語られるが、或る内属者は、いかなる先言措定についても語られない。これら両内属者間の関係はいかなるものか、そしてそれぞれの内属者が、いやしくも存在するもの(ta onta)であるかぎり、どのような性格特性をもたねばならないか、小論はこれらを主として論究対象とする。

上の、存在するものの四分類のための二つの分類枠を語るための言語は、たとえ分類の対象が存在するもの一般、その意味では日常の世界でわれわれが見識っているものに他ならないとしても、それらを一定の方針のもとに整序しようとするアリストテレスの哲学者としての反省があり、プラトンの哲学との百戦錬磨もまたあるとすれば、それ自体かなり練られたものである筈で、その点の事情が彼自身の思索の歩みとして裏付けられるとき、先の存在するものの分類という高度に抽象された骨格も、その具体的内実を得るであろう。そうした意図から、『トピカ』におけるアリストテレスの範疇導出にかかわる記述が、特段の注意に値すると思われる。

『トピカ』第一巻第五章は、定義、特有性、類および付帯性の説明に当てられるが、その際彼は、類について次のように語る。「類とは、多くの、種において異なるものどもについて、それらが何であるかを言い表わす語句のなかで述語されるものである。何であるかを言い表わす語句のなかで述語されるものとは、前に置かれたものを何であるかと問われたとき言表するのに似つかわしいもの、と言っておこう。例えば、人間の場合、何であるかと問われて動物であると言うことが似つかわしいように(4)。」ここで前に置かれたもの(to prokeimenon)とは、日常の会話ないし対話において、極々常識的に対話する者同士が分かり合え、かつ知覚レヴェルでも紛れることなく指示可能なものの謂であろう。このような趣旨から見るならば、人間と呼ばれた目前の対象は、種である「人間」である筈はなく、今ここにいるソクラテス、ないしカリアスでなければならない。「ソクラテスは何であるか?」「ソクラテスは人間である。」「今ここにいるこの人間は何であるか?」「彼は動物である。」このように問われる当のものが前に置かれているものとして固定できるという事態は、問うという言語形式から言えば、主語(subject)として固定できるという事態は、問うという言語形式から言えば、主語(subject)として固定できるという事態は、問うという言語形式から言えば、主語についてればけあるか?」等々もまた、目前の対象を主語として固定しつつわれわれは、主語について語りうることの種類として数え上げることができよう。

『トピカ』 同巻第九章における述語の種類 (ta genē tōn katēgoriōn)(5)とは、固定された主語について語りうる述語の種類であると考えられる。ところが、アリストテレスは、述語その

ものに注目して、次のように言う。「人間が〔述語として〕浮かび出ていて、その浮かび出たも のを「人間」(という種)であるとか、「動物」(という類)であるとひとが語るならば、その人 は何であるかを語り、実体を表示しているのである。また、白色が〔述語として〕浮かび出て いて、その浮かび出たものを「白」〔という種〕であるとか、「色」〔という類〕であると語るひ とは、何であるかを語り、しかも性質を表示している(6)。 ここでは、前に置かれたもの(to prokeimenon) として固定された主語について述語づけられたものが、述語として浮かび出た もの(to ekkeimenon)としてもう一度対象として措定され直して、「その浮かび出たものは何 であるか?| と問われる場面が描写されている,と考えられる。こうして,浮かび出た述語に ついて、回帰的にそのより上位の類が問われることによって、範疇、すなわち述語の最高類が 『トピカ』において導出されているのである。前に置かれたもの(to prokeimenon)を主語と して、空所たる述語の位置に種別されうる述語の類を探求する途――アクリルは、これを subject-expressions と呼ぶ――も、浮き出た述語(to ekkeimenon)の類を問う途――同じく、 predicate-expressions と呼ばれる(**)――も、共に同じ結果を得ることは言うまでもない。しか し、『トピカ』におけるる範疇導出の途は、「ソクラテスの何であるか?」を専らその種と類に 求め、前に置かれたものとしての目前のこの人、ソクラテス、すなわちこの人自身は種そのも のでも類そのものでもないものとして、種でない、そして類でないソクラテスその人を、「何で あるか?」と問うことはなかったのである。なぜならば、前に置かれたもの(to prokeimenon) も、浮き出たもの(to ekkeimenon)も、問いを問う文という名辞の結合を前提にした分析地 平において処理されているからである。

2

これに対して、『範疇論』の分析地平は、ドラスチックな改変を見ているように思われる。同書の冒頭に出現する、ホモーニュモン、シュノーニュモン、パローニュモンは、存在するものについての分析であって、先ず探求が存在するもの(ta onta)に照準されていることを挙げよう。この点で、パローニュモンも、存在するものの関係を分析するためのアリストテレスの創意である旨のジョーンズの主張(®)に、われわれは賛成する。さらに、これは決定的な新しさと思われるが、語られるもの、すなわち語られるかぎりの存在するものは、結合(symplokē)という視点を設定するために、一度、結合の単位をなすものに分解・解体されている。従って、解体された個々の存在するものが、結合によって言明(logos)へと再生する場合、存在するもののどの項目が主語になるか、述語になるかは、われわれには一切明かされてはいない。と言うよりも、すべての存在するものは、語られるもの(ta legomena)としてしか刻印されておらず、存在するもののどの項目も、このような未決の状態で可能な結合への出番を待っているのである。このようなアリストテレスの意図的な未決は、語られるものが語られる(tōn legomenōn ta men……legetai、*Cat.* 1° 16)というトートロジー表現に集中的に表現されている。

とすれば、語られうるかぎりの存在するものの個々の項目は、結合なしで語られるものに他ならず、純粋に言語的に見た場合には、「人間」「牛」「走る」「勝つ」等々の単語によって表現されることになる⁽⁹⁾。しかし、単位項目の設定についてアリストテレスにはある種の揺れがある。と言うのも、『範疇論』第四章においては、一範疇一項目の原則とでも呼ばれうるような事

例が見出されるからである。すなわち、結合なしで語られる個々の項目は、或る一つの範疇に落ちればよいのであって、その言語表現が二つ以上の語の使用を含んでも(e.g. en Lykeiöi, en agorāi),一語にして二つの範疇に落ちうるのであっても、それが存在するもの、そしてそれが語られるもの(to legomenon)であるかぎりでの一項目であることに、何の不都合もないように思われるからである。従って、純言語的な単位項目設定規準と言っても、それが単なるシュンカテゴレマ的な単語を排除することは確実であると思われる。いずれにせよ、結合(symplokē)から解かれた語られるもの(ta legomena)の個々の細目は、それぞれ一つの範疇機能を負いながらも、それらが一項目であるという資格において水平的に解体された、と見てよかろう。まさにこの段階で、かの存在するもの――それはむろん、語られるものとの関係に入りうるかぎりのものである――の四分類のための枠組みが導入されるのである。

以上のような導入の経緯からすれば、《kath' hypokeimenou》における hypokeimenon は文 の論理的ないし文法的主語 (das logische oder grammatische Subjekt des Satzes) を意味 し、《en hypokeimenōi einai》におけるそれは、もののあることにかかわる基体 (das sachliche seinsmäßige Substrat) を表示する,とのフォン・フリッツに見られるような解釈は(10)、その 十分な根拠をもたないように思われる。もっとも、モラフチークのように「述定」に関して二 つの場面を分けてしまう戦略もありうるだろう。述定 I (predication') とは、主語・述語とい う言語的な部分間における関係であるから、述定に関して何ら名からの派生による呼び名の補 正を要しない場合には、hypokeimenon を主語と呼んで特別の不都合はないであろう。例えば 「ソクラテスは人間である」「ソクラテスは白い」のように。しかしながら、「ソクラテスは人 間性である | とか「ソクラテスは白である | とは通常言えない訳で、白(whiteness)や人間性 (manhood) という名 (onoma) は、それから派生する呼び名へと補正される必要がある (パ ローニュモン関係)。しかし必要な派生による呼び名の補正によって述定 I に顕在化可能である ということは、この場合にもある種の述定――結局のところ、《pros hen legesthai》の特殊な 一分野を形成しているであろう──が成立しているのであって,彼はこのような述定を述定II (predication") と呼んでいる。述定IIの場合には、パローニュモン的補正をしないかぎり、 hypokeimenon を文法的主語と言い切ってしまうことに何程かの無理が伴うであろう。従って | 述定Ⅱは,文法的主語・述語関係というよりも, hypokeimenon という存在するものの一項目と, 今一つの項目との存在論的結合 (an ontological tie) を表示するのである(11)。こうした解釈を 施すならば、上に挙げた両者の主張は、思いの外相互に近似する相貌を呈するから不思議であ る。

しかしそれにもかかわらず、水平に解体された存在するものの個々の項目に対して、それらを整序するべく導入された同一名辞に対して、あるいは文法学、あるいは存在論といった事々しい役割分担を、訳語の上で反映させる必要をわれわれは認めない。なぜならば、むしろアリストテレスの意図にとって、そうした諸々の解釈を容れる前の、語られるものが語られるかぎりで一範疇項目として併存している場面を析出することこそ、主要な眼目であったのではないか。われわれが、井上教授の訳語を借用する所似である(12)。

「先言措定について語られる」と「先言措定のうちにある」、これら二つの分類規定の内実はそれぞれどのようなものであろうか。先ず前者の規定から始めよう。語られるもの(ta legomena)とは、「人間」「牛」「白」「3メートル」等々である。これらの語られるかぎりの存在する個々の項目は、『トピカ』における十箇の範疇のいずれかに落ちる筈のものであるから、

前に置かれたもの(prokeimenon)を主語として、「これは何であるか?」(実体、すなわち種 と類)「これはどのようであるか?」(性質)等々の問いに答えるべく,主語について述語づけ られることになる。ところで「この前に置かれたものは白い」という言明において、述語とし て浮かび出たもの(to ekkeimenon)を、「その浮かび出たものは何であるか?」と問えるので あった。「それは色である」と答えられよう。ここで「色しは、「何であるかを言い表わす語句」 に相当し、「白の何であるか」すなわち類としての色を指示する。ただしここでは、前に置かれ たもののどのようであるかの何であるかが表示されるのだから,「色」は類であるとはいえ,実 体範疇ではなく性質範疇に落ちる。すなわち「色」は、「何であるか」(ti esti)を語るとともに 「性質」(poion) を表示する (sēmainei) のである(13)。こうして「白い」は、パローニュモン 的関係のなかで、「白」という色の一種でもありうる。すなわち、前に置かれたものを主語とす るところの述語であった「白い」は、浮き出たものとして主語に措かれる、派生した呼び名か ら元の名への戻りを施されることによって,種としての相貌を顕在化されうるのである。やや 性急な一般化の虞れはあるものの、われわれは、語られるものは、如上の手続きを経ることに よって知られるように、すべて種ないし類になりうる、と結論しよう。ただし、固有名につい ては、「この前に置かれたもの(to prokeimenon)はソクラテスである」という言明において、 ソクラテスは,同一性を表現する述語であると考えられるところから,浮き出たソクラテスを, 派生の源へと戻す術はないと言わねばならない。とすれば、『トピカ』における範疇論において、 固有名は処理できないことになる。そもそも、「ソクラテス」は、文法用語としての述語にある とき、いかなる名から派生しているのでもないからである。

こうして『トピカ』の範疇論は、前に置かれたもの(to prokeimenon)としての、この特定のある人間(ho tis anthrōpos)、この特定のある馬(ho tis hippos)の存在するものとしての身分を問うことを、積み残していたと言えよう。「この特定の人間」といい「この特定の馬」といい、前に置かれたものの指示に関して、『トピカ』流の実体範疇としての種名、「人間」「馬」が剝奪されるならば、純粋に直示的な「このもの」(tode ti)しか残らない。「このもの」は、語られる(legetai)のではなくて、直接指示されるにすぎない。種名による「何であるか」の第二実体(類と種)範疇と並んで、前に置かれたもの(prokeimenon)として現に個体統一をもつ「このもの」は、「もっとも本来の意味で第一に実体と言われ、またもっとも多く実体と言われる(14)」のである。アリストテレスによれば、この第一実体が「このもの」(tode ti)として前に置かれるとき、そのことによって明示されていること(to dēloumenon)は、それが分割不能なものであること(atomon)、そして数において一であること(hen arithmōi)に他ならない(15)。このような次第で、先言措定について語られないものとは、もっとも多く第一実体がそう言われるにせよ、いずれにしても「このもの」(tode ti)と知覚され、このものであることにおいて個体であること(atomon)と数において一であること(hen arithmōi)とが、同時に成立しているようなものの謂である。

以上われわれは、存在するものの四分類のための一方の枠組みによって、語られるもの(to legomenon)として一般者(類と種)を、語られないもの(to mē legomenon)としての数において一である個体とを分け、弁別したことになる。ではもう一方の分類のための枠組みは、存在するものに対して、どのような性格特性を与えるものであろうか。

3

内属性の規定が二肢からなり、それらが連言として読まれるべきことには、すでに触れた。では(a)規定にいう「なにかあるもののうちに、それの部分としてではなくある」とは、いかなる事態か。従来この規定は、実体とその部分についても、「部分は実体のうちにある」関係が成立するため、このような意味での部分把握を阻却するために設定されている、と解釈されてきた。要するに(a)規定における部分は、第一実体の物体的部分と読まれてきたのである。それもその筈で、頭や手、その他こうした個々の肉体の部分もまた、アリストテレスによって実体視されているからであって(16)、こうした身体の部分は、第一実体としての特定のある人に内属し、(b)規定の離存不可能性要求をも無事に満たすかのように見られかねないからである。しかしながら、第一実体は、少なくとも『範疇論』においては、厳格に「いかなる先言措定についても語られないし、いかなる先言措定のうちにもない」(Cat. 2ª 12-13) のであるから、上のような部分(meros)事例は、何としても排除されなければならなかった。つまり、アリストテレスは、内属者と被内属者の関係は、身体部分と人間個体の関係ではないことを先ず主張したものと解釈されてきたのである。

ところが、内属者の性格を廻る異なった解釈から、「部分」を、物体的(身体的)部分ではなくて概念的(=説明式の)部分(nicht physische, sondern «begriffliche» Teile)と読む提案が、例えばフレーデによってなされる⁽¹⁷⁾。こうした異論の是非を論ずる前に、そもそもこのような異論が行われる背景を理解しておくことが、アリストテレスの内属性という思想そのものの理解にも、資するところ多大であろうと思われる。

従来,内属性の規定(a)(b)を満たす内属者は,先言措定の部分としてではなく,かつ当の先言 措定から離存不可能な仕方で、その当の先言措定に内属するがゆえに、先の第一実体の特性― ―いかなる先言措定のうちにもない――に加え、「人間〔という種〕は先言措定としての特定の ある人間のうちにあるのではない(18)」以上、すなわち、第二実体もまた第一実体のうちにある のではない以上、それは非実体であると考えられてきた。従って、存在するものの四分類の今 一つの枠組みは,一方に,いかなる先言措定のうちにもないものとしての実体を,一方に,先 言措定のうちにあるもの,すなわち内属者としての非実体を分け,弁別するのである。ところ が,先の一般者(類と種)と個体の別との直積から,内属者にも,一般者内属者と個体内属者, すなわち種内属者ないし類内属者,と個体内属者の別が当然帰結する筈である。換言すれば, 非実体一般者と非実体個体の別が帰結する筈である。ところでこの非実体個体は,内属者であ るかぎり,被内属者から離存不可能であり,被内属者を離れて「このもの」(tode ti)――すな わち個体(atomon)でありかつ数において一であるもの(hen arithmōi)――であることが許 されない(個体指示に関して不純)。とすれば,非実体個体たる個体内属者の個体性は,第一実 体の個体性を経由して初めて可能になるような,不純な個体性であることになる。つまり個体 内属者は、第一実体のみを被内属者とするのである。アクリル流に言えば、「離存不可能性要求 は、非実体範疇における個体のみが、個体実体のうちにあることができる、という帰結をも つ(19) |のである。

しかるにアリストテレスは、『範疇論』第五章において次のように言う。「さらに色は物体の

うちにある、だからまた [色は] 特定のある物体のうちにもある⁽²⁰⁾。」この発言が、類としての色が、種としての物体のうちにあり、また類としての色が個体実体としての特定のこの物体のうちにもある、という意味であるとするならば、被内属者は一般者でもあり、色は個体実体に内属しながら個体化されもしないことになる。すなわち、これでは非実体個体が類種一般者にも内属しうるし、非実体一般者が個体実体にも内属しうることになり、存在するものの四種は、内属性に関して交叉してしまうのである。従って伝統的な解釈で通そうとする解釈者たち、例えばアクリルを例にとれば、次のように言わざるをえなくなる。「「色が物体のうちにある」との言明は、「色の事例はすべて、或る一つの個体としての物体のうちにある」との言明に他ならないことが示唆されていた。もしそうであるならば、アリストテレスの目下の定式化(語句表現)は、圧縮されていて軽率である。なぜならば、彼は色の個体例を持ち出さないからであり、まるで、色は物体のうちにあるのだから、色は物体個体のうちにある。とでも言っているかのようではないか。しかし厳格に言うならば、この物体個体のうちにあるのは、色ではなくて、色のこの個体例なのである⁽²¹⁾。」このようにアリストテレスを読み切ることができるとすれば、それはそれで一つの筋の通し方であろう。

オーエンの内属性解釈は、上の圧縮や軽率、ないし「内属性 | の意味の弛緩 (Ackrill, op. cit. p. 84 を参照) を、アリストテレス自身のテキストにはいわれなき誤解と断じ、次のような新た な見取り図を与えるのである。内属者が、いかなる先言措定についても述語づけられない―― ヴィンクあるいはヴィンクという名が述語にならない――という一面で、それは個体性をもつ と言えるが、しかしどのような色個体も、どのような文法知識の特定の一例も、再生可能(reproducible)であり、一人より多くの人間の頭に宿りうる以上、内属者は一般者でもある。従って、 内属性の(b)規定,離存不可能性の意味とは,「一般者は個体を離れてはならない |との内容を担 うところのプラトン批判に他ならず,これを要するに,内属者は,少なくとも一つの個体実体 のうちにある、との主張だったのである。とすれば、当然のことながら内属者と被内属者との 間の「内属 | 関係上の必然性は切れてしまうから、内属者の名と、名から派生した呼び名は一 つ以上の先言措定について述語可能となってしまう。つまり、かぎりなく「述定」と「内属性」 の区別は希薄になるから、それらの平行関係が強調・傍証される筋の運びとなる。内属関係に 関して、内属者と被内属者の間の必然性が切れている以上、内属者の指示について、個体実体 を経由する迂回は消失して,今や純粋な指示が成立している筈である。こうして,オーエンに おいては、内属者は、「最低種〔infima species〕の色あい、ないし知識の一項目であって、こ れは結局のところ原子一般者 ("atomic" universal) に他ならない」(Moravcsik, op. cit. p. 87 参照)ということになる(22)。

伝統的解釈に対するオーエンの反論を、上のようにわれわれなりにその方向を把捉した場合―もっとも、オーエンの論点は、カテゴリー崩壊のパラドックス他、多面・多岐に及び、それらの論点への詳細な再反論もすでに見出されるけれども(23)――いくつかの疑念が生じる。まず第一に、『範疇論』における内属性の記述が、本当にオーエンの解釈を容れるように読めるのだろうか。第二に、個体内属者として例示された「特定のある文法知識」(hē tis grammatikē)と「特定のある白」(to ti leukon)(Cat. 1ª 25-27)を仮りにオーエンの主張するように、それ以上分割不可能な最低種(infima species)と理解するならば、白は、この白の色あいあの白の色あい等を最低種として包摂するところの類であることになる。なるほど現代人は、チタン白(titanium white)だの鉛白(flake or lead white)などを、あたかも白の種として使用し

ている現実がある(B. Jones, op. cit. p. 109を参照)。このような事実は、一見オーエン説を支持するかのようだが、しかしこうした論点構成はアナクロニズムに近く、問題はむしろアリストテレス自身が次のように語る事実にあるのである。「さらに一般的に言って、類としてあたえられたものが、何ものの類でもないかどうか〔を検討すべきである〕。なぜならば、そのような場合には明らかに、それは種として語られたもの(has (sc. eidous) lechthentos)の類ではないからである。……(中略)……なぜならば、白いものどもは、種において種差をもたない(ouden diapherei tōi eidei)けれども、類が種をもつかぎり、それらの種には種差があるからである。結果、白(to leukon)は何ものの類でもありえないであろう(24)。」(傍点筆者)この主張の意味するところは、次のことであろう。白は、もはや下位に立つ種をもちえないという仕方で、それ自体が一つの最低種なのであって、ここから先の特殊化(specification)は、最低種白の個体化ないし個体例である、と。

第三に、内属者の個体性を特性記述する「このもの」(tode ti)であること、換言すれば、分割不可能(atomon)にして数において一であること(hen arithmōi)は、最低種が再生可能であって、時間的にも空間的にもそれが一つより多くの個体に内属しうるとの解釈にとって、耐えられる特性記述であり続けるか、この点にも疑念が残るであろう。少なくとも、アリストテレス自身が、数的な一と種的な一とをそれらの内包において分けているからである⁽²⁵⁾。

以上のような内属性解釈を廻る問題状況のなかで、先のフレーデの提案は、いかなる布置を もつのか。以下できるだけ簡潔・要約的に検討しておく(26)。フレーデは「さらに色は物体のう ちにある。従ってまた特定のある物体のうちにもある。」(*Cat*. 2º 1-3) との一句を,一般者と しての色が、個体にも内属可能であるとの表明と理解する。さらに彼は、「なぜならあなたは、 特定のある人間を文法知識があると言うだろうし、それゆえまた人間をも動物をも文法知識が あると言うだろうから。」(Cat. 3°4-5) との一句を、個体内属者としての文法知識が、人間と いう種一般者に内属可能であるとの表明と理解する。これらは内容的に見るならば,一方で実 体個体と一般者との間に、他方で非実体個体と一般者との間に内属性関係の交叉を認めようと する態度である。こうして、実体個体に一般者が内属可能である、裏から言えば、内属者が被 内属者たる個体実体によって個体化されないとするならば、内属性の二つの規定そのものを読 み代える必要が出てくる。そこでフレーデは、「種差もまた先言措定のうちにはない」(Cat.3ª 22) との一句を次のように理解する。種差は一大ホモーニュモン領域を形成しているのであっ て、「有理 | (rational) は、動物という類の限定を受けて人間という種の「思考能力」を意味す るが、算術という今一つの類の限定を受けると、今度は有理数という種の「整数の比たりうる こと」を意味するのである。従って「思考能力」としての種差「有理」は,動物という類から 離存不可能,すなわち動物たる特定のある人間から離存不可能であり,内属性の第二規定を満 たしている。とすれば,種差の内属性を阻却するためには,第一規定による他はない。ところ で種概念としての「人間」は、類概念としての「動物」と種差としての「有理=思考能力」と によってその説明式(logos tēs ousiās)を構成するのだから、種差は、先言措定としての人間 の概念的部分(begriffliche Teile)となっている。このような次第で、内属性の(a)規定におけ る「部分」(meros)を「概念的部分」と理解することによって、種差の内属性を阻却できる。 結果、フレーデの内属性解釈は、極めて緩慢な内容を両規定に附与することになった。フレ ーデによれば, 内属者 x が先言措定 y のうちにあるとは, 結局のところ次のことに他ならない。

ー)によれば、PA属有 X が九音幅定すが)らにあるとは、福周がところ伝がこと (i) x は y の〔概念的〕部分としてではなくあり、かつ (ii) xはvから独立してあることができない。

(ii)については、内属者 x の先言措定は、少なくとも一つは存在しなければならないという規定と読まれてよい(27)。とすれば、「部分」解釈に或る種の進境を示したとはいえ、フレーデ解釈はその本質的部分でオーエンのそれに極めて近似していることが分かるであろう。すでに述べたように、オーエンにおける第二規定解釈もまた、内属者は、少なくとも一つの個体実体のうちにあるとするものであった。ただフレーデの場合には、先言措定を一般者(類種の第二実体)に拡げているから、その規定は一層緩められているのである。従って、個々の細目に亘って論じる紙幅もないので――例えば、内属性の(a)規定における「部分」を「概念的部分」と解するフレーデ説には、われわれはいくつかのテキスト読解上の疑念をもっている等々――以下、個体内属者の個体性に関する、伝統的解釈とオーエン・フレーデ解釈、すなわち個体内属者は決して一般者とはなりえないとする解釈と、個体内属者は一つより多くの先言措定に内属しうるからには、それは一般者でもあるとする解釈との調停の可能性を探ってみようと思う。フレーデ解釈がドイツ語圏でも、必ずしも全面的に受け容れられていない事情は、「彼(フレーデ)は、それにもかかわらず、個体的性質〔内属者〕は、常にその個体の担い手(先言措定)によって個体化されるのだという、後にも先にも優雅な伝統的な解決策に応ずる代替案を結局のところ対置できてはいない(28)。」との最近のエーラーの発言から窺えることを、申し添えておく。

4

第一実体は,「このもの」(tode ti) であり, このことによって明かされていることは, 分割 不能 (atomon) であり数において一であること (hen arithmōi) であった(29)。われわれは、こ こで定義された内包を,個体性 (individuality) と呼ぶ。ここに暫定的に言われる 「個体性」は, 第一実体に固有なものではない。「しかしながら分割不能であり, かつ数において一であるもの は、いかなる先言措定についても語られないが、それらのうちのいくつかが、先言措定のうち にあることを妨げる何ものもない。例えば、特定のある文法知識は、先言措定のうちにあるも のの一例である⁽³⁰⁾。」すなわち、言うところの個体性は、第一実体だけではなく、いかなる先言 措定についても語られはしないが、先言措定のうちにはある内属者にも確かにアリストテレス によって認定されているのである。従って内属者個体の個体性は、語られるものではないけれ ども数えられはするものであることになる。実際,ジョーンズの論考は,「数ぇること |に注目 しつつ内属者個体の個体性の特性記述に、アンナスがその見事さに疑念をもつ程に成功した好 例であった⁽³¹⁾。われわれが,コンピュータ・リテラシーを数えるためには,そのような能力を もつ人間の数が数えられる他はないし,数えられるかぎりにおいて,コンピュータ・リテラシ 一は「種における一」を何らかの仕方で実現していなければならないからである。その場合、 リテラシーとそれをもつ人間との同数性は,人間個体を経由しなければ不可能である点で,リ テラシーの人間個体への内属性を,しかし他方で内属者たるリテラシーが弁別可能な単位特性 として、一つより多くの先言措定について述語可能である点で、内属者の一般者としての性格 をも許容するのである。もちろんその場合、「能力 | (literacy)という名から「能力をもつひと | (literate) へのパローニュモン補正を施す必要がある(32)。

さて,『範疇論』の読み解きとして,ジョーンズ解釈がその単純明快のゆえをもって,注目さ

れるものであること、この点にわれわれは異論がない。ただし、彼の立論が『形而上学』や『自然学』からの『範疇論』の読み直しという性格をもつので、それが『範疇論』の教説であったか否かについては、さらに必要な検討を加えなければならず、結論は他日を期すこととしたい。ここでは、『範疇論』内部で、「数において一である」(hen arithmōi)とはいかなることであるか、種々検討を加えてみたい。

先ず、次のアリストテレスの言葉が注目される。「ところで第二実体の場合には、ひとが「これこれは人間である」とか、あるいは「これこれは動物である」と言うとき、呼び名の形態からして、このもの(tode ti)を表示しているように見える。しかしながら、このことは真実ではない。むしろ〔この場合の呼び名(prosēgoriā)は〕このようなもの(poion ti)を表示する。なぜならば、〔第二実体の〕先言措定は、第一実体のような一なるもの(hen)ではなく、人間ないし動物は、多くの先言措定について語られるからである。ただし、それが、「白」(to leukon)のように、端的な仕方でこのようなもの(poion ti)を表示するのではない。なぜならば、「白」が専ら「性質」(poion)だけを表示するのに対して、〔第二実体としての〕種(eidos)や類(genos)は、実体に関してその「どのようであるか」を画定する――すなわち、この画定というのは、「このような実体」(poian tina ousian)を表示する――からである(33)。」

さて、上の引用箇所からわれわれは次のような諸点を確認しうるであろう。「このもの」(tode ti) は、分割不能な、数における一なるものを表示する。「このようなもの」(poion ti) は、数における一なるものではなくて、種ないし類における一なるものを表示する――例えば、「人間」「動物」「白」等々。ただし、「人間」と「動物」は、実体としての種、実体としての類である。「白」は、性質(to poion)範疇における種を表示する。当然のことながら、種名「白」は、パローニュモン補正――「白」という種名から派生した呼び名「白い」へのそれ――によって、一つより多くの先言措定について述語づけられる。こうして、「数における―」(hen arithmōi)は「種、ないし類における―」(hen eidei、or hen genei)よりも、その限定力がはるかに強く、差し当たって第一実体は、「数において一なるもの」の典型事例である。「白」と「人間」の種としての差異は、前者が「物体」という先言措定に内属するのに対して、後者は、いかなる先言措定にも内属しない点に求められる。とすれば、先言措定について語られることのない内属者、「特定のある白」「特定のある文法知識」が、「このもの」(tode ti)であり、分割不能にして数において一であるとは、結局いかなる事態を言い表しているのか。

先ず「特定のある白」(to ti leukon)は、白を類とするところの一つの種ではない。『トピカ』にこの結論を支持する有力な発言があることに加えて⁽³⁴⁾、アリストテレス自身が、この内属者はいかなる先言措定についても語られない、と明言している以上、これを一般者としての種と解することは、難しい。しかし、とは言いながら「特定のある白」(to ti leukon)といい「特定のある文法知識」(hē tis grammatikē)といい、これら分割不能にして数において一なるものは、そのうちに種名を内含していることも、争えない事実ではなかろうか。「白」が最低種でありながら、「特定のある白」が言うところの個体性をもつという事態は、最低種白が、被内属者としての個体を経由することによって個体化される以外のことではないであろう。とは言え、それら内属者が、「白」ないし「文法知識」という種名によって、種における一という性格をも分有している筈でありながら、いかなる先言措定についても語られないのはなぜであろうか。

先ずわれわれは、「この物体は、特定のこの白である」とは言明できない点に注意する必要が

ある。「この人間は、ソクラテスである」という言明では、「このもの」と「ソクラテス」の指示対象間の同一性が言えるけれども、「この物体」と「特定のこの白」の指示対象間の同一性は、もはや語りえない。なぜならば、種名「白」「文法知識」は、実体範疇における種を表示するのではなくて、性質範疇における種を表示するのであるから、これらの個体化は、第一実体個体へのそれを結果しないがゆえに、先言措定と内属者個体の間の同一性は成立しないからである。これに対して、実体種「人間」の個体化は、即第一実体「ソクラテス」へのそれであるがゆえに、先言措定ソクラテスは、必然的にソクラテスそのひとに他ならない。ここに第二実体「人間」は、内属者ではないのであるから、個体化によって第一実体に回帰しないものだけが、内属者たることが許されるのである。こうして、内属者個体は、先言措定との同一性を拒否されている以上、名による名指しも、ましてやその定義も、先言措定について許されない。すなわち、同一性言明すら許されない。

次いで、内属者の個体性は、第一実体によってのみ個体化可能な個体性であるから、表現の上で述定をするならば、必然的にそれは、「入れ子」構文とならざるをえない。すなわち、「カリアスの〔顔面の〕白は、「ソクラテスの〔顔面の〕白」である。」と。このような入れ子構文は、これが白という最低種に関する、「種における一」からの述定と見なされるならば、もとより健全無害なものであろう。しかしながら、内属者の個体性が被内属者の個体性によってしか確保しえないのであれば、厳格なシュノーニュモン言明ではありえず、さりとて「白」においてその内実が全く異なるホモーニュモン言明である筈もない。「白」という最低種に関する「種における一」から、辛うじて上の構文はその正当性を見出していると言えよう。

「特定のある文法知識」(hē tis grammatikē) についてはどうか。先ず,非実体範疇におけ る種、「文法知識 | は、結合によって語られるものの代表・典型である点に注目したい。しかも、 文法知識を構成する要素文は、「それがあるためにそれの何であるか(to ti ēn einai)を表示す る説明式 (logos)(35)」すなわち定義 (horos) であろう。従って、「文法知識」から派生した呼 び名「文法知識のあるひと」が、一つより多くの先言措定について述語づけられうるのは、文 法知識の構成素が、それぞれ説明式における一(hen logōi)という性格をもつからに他ならな い(36)。すなわち、文法知識の種における一は、説明式における一に還元可能であるが、このよ うなものとしての知識が、先言措定に内属することによって、「種ないし説明式における一なる ものしから「数において一なるもの」へとさらなる限定を受けるとは,一体いかなる事態であ ろうか。ここでわれわれは、相異なる二つの個体実体に内属する二つの内属者の非同一性のレ ヴェルからさらに進んで、同一の個体実体に内属する二つの内属者個体の非同一性の検討を迫 られているように思われる。なぜならば、朝のソクラテスのこころに宿る特定のある知識も、 夕方のソクラテスのこころに宿る特定のある知識も、それらが互いに説明式において一つであ るかぎりで、数において一なる個体の二つの例と言う必要を、われわれは全く認めないからで ある。とするならば、朝のソクラテスのこころと夕方のソクラテスのこころとは、それぞれ数 において一なるものとして、別個の先言措定であると理解しなければなるまい。

このようなわれわれの論定は、朝のソクラテスのこころに宿った特定のある知識も、昼に個体死をみたソクラテスゆえに、夕べのソクラテスのこころに宿る特定のある知識は、もはや数えることの不可能なものである点を考慮するならば、大方の理解が得られるであろう⁽³⁷⁾。これを要するに、「数における一」(hen arithmōi)という規定は、時空的な同一性を含む極めて厳格な規定なのである。従って、時空的な同一性は、しらじらとしたトートロジーならいざ知ら

ず、およそ内属者が個体化されるや、当の同じ先言措定についてさえ、述語されないことになろう。「いかなる先言措定についても語られない」とは、このような謂であったように思われる。この間の事情は、次のアリストテレスの言明によく調和するように思われる。「数において同じにして一である行為(hē autē prāxis kai mia tōi arithmōi)が、悪いと同時に善いなどということは決してない⁽³⁸⁾」のである。行為とは個別的なものであり、その都度一回かぎりのものであって、先言措定としての主体によって、全面的に個体化されているものなのである。こうして、『範疇論』において示された内属者個体の個体性は、種ないし説明式における一からの述定の可能性に開かれているとは言え、その先言措定を経由した厳格な個体化においては、取り返しのつかない、掛け替えのない時空的に制約された一回かぎりの個体性であったように思われる。

注

- (1) Aristoteles, Categoriae, 1^a 20-1^b 5.
- (2) *Ibid.* 1^a 24-25.
- (3) G.E.L. Owen, "Inherence", Phronesis 10 (1965), p. 104.オーエンは、(a)と(b)とが同一の 限量子によって支配されているとは考えない。
- (4) Aristoteles, *Topica*, 102^a 31-35.
- (5) *Ibid*. 103^b 20-21.
- (6) *Ibid*. 103^b 29-33.
- (7) J. L. Ackrill, Aristotle's Categories and De Interpretatione, Oxford, 1963, p. 79
- (8) B. Jones, 'Individuals in Aristotle's Categories', *Phronesis* 17 (1972), pp. 117-121.
- (9) 『範疇論』第二章は、語られるものの項目が、言語的に導出されている場面を提供しているであろう。
- (10) K.v. Fritz, 'Der Ursprung der aristotelischen Kategorienlehre', *Archiv für Geschichte der Philosophie* 40 (1931), S. 461.
- (11) J. M. E. Moravcsik, 'Aristotle on Predication', *Philosophical Review* 76 (1967), pp. 85–86.
- (12) 井上忠「アリストテレスの言語空間」『根拠よりの挑戦』,東京大学出版会,1974年,292 ~295 頁参照。元より筆者の訳語使用の趣旨と井上教授のそれが同じであるなどの妄言を弄するつもりは毛頭ない。
- (13) cf. Topica, 103^b 32-33.
- (14) Aristoteles, Categoriae, 2ª 11-12.
- (15) *Ibid*. 3^b 12–13.
- (16) *Ibid*. 8^b 15-16.
- (17) M. Frede, 'Individuen bei Aristoteles', Antike und Abendland 24 (1978), S. 29.この論文は, M. Frede, Essays in Ancient Philosophy, Oxford 1987, pp. 49-71 として英文で所収。
- (18) Aristoteles, Categoriae, 3a 12-13.
- (19) J. L. Ackrill, op. cit. p. 74.

- (20) Aristoteles, Categoriae, 2^b 1-2.
- (21) J. L. Ackrill, op. cit. p. 83.
- (22) 以上オーエンの論点の要約は、Owen, op. cit. pp. 97-105 に依る。なお、言い残した点は多いが、次の論考を参照させて頂いた。今井知正「内属者の個体性と離存不可能性」『哲学雑誌』91 巻第 763 号 (1976) 有斐閣、203~221 頁。大島保彦氏によるオーエンの翻訳と解題、『ギリシア哲学の最前線II』東京大学出版会 (1986) 1~17 頁。
- (23) 例えば、今井氏前掲論文、第一章はその好例であり、併読されるべきものである。
- (24) Aristoteles, *Topica*, 127^a 20-25.
- (25) この第三の観点からの、伝統的解釈と新しい解釈との調停の試みは、『自然学』E 巻の運動の多義性から論じた今井氏と、「数を数える」という活動において、「数における一」のもつ認識論的・存在論的な連関を論じた B.Jones とに見られる。今井氏前掲論文、B. Jones, opus citatum を参照されたし。
- (26) M. Frede, *op. cit*. S. 16-39.本文における要約紹介等については、煩瑣を避けて以下―― を注記しない。
- (27) M. Frede, op. cit. S. 29-30.
- (28) K. Oehler, Aristoteles Kategorien, Berlin, 1984, S. 185.
- (29) Aristoteles, Categoriae, 3^b 10-13.
- (30) *Ibid*. 1^b 6-9.
- (31) ジョーンズについては注(8)を参照。アンナスについては、J. Annas, 'Individuals in Aristotle's "Categories": Two Queries', *Phronesis* 19 (1974), 146-152 を参照されたし。
- (32) B. Jones, op. cit. pp. 113-119.
- (33) Aristoteles, Categoriae, 3^b 13-21.
- (34) 注(24)を参照されたし。
- (35) Aristoteles, Topica, 101^b 38.
- (36) cf. Aristoteles, Metaphysica, 1016^b 9.
- (37) cf. Aristoteles, Physica, 228a 3-12.
- (38) Aristoteles, Categoriae, 4ª 15-16.

On Individuality of 'the Inherent'

Ikuo FUJISAWA

SUMMARY

The fourfold classification of 'things there are', which relies on two phrases, 'being in something as subject' and 'being said of something as subject', is of much ingenuity in Aristotle's *Categories*. But there is a dispute as to what sort of entity non-substantial individuals (which form a kind of 'things there are' the above-mentioned classification gives us) are.

At Categories 1ª 24-25 Aristotle says:

By in a subject I mean

- (a) what is in something not as a part, and
- (b) cannot exist separately from what it is in.

On the traditional interpretation, 'x is in y as a subject' means that (a) x is not a physical part of y and (b) x can exist only if y exists. Thus, the inherent in a subject is a non-substantial individual. On the other hand, according to Owen, a non-substantial individual is the most specific type of a property, namely an atomic universal.

In this paper I will defend the traditional interpretation-oriented account by attempting to single out some remarks within Aristotle's *Categories*. In this way, I think I am capable of uniting the two main interpretations into a single, coherent doctrine, where each side is taking an important rôle for each of the others.